

社会保険

あいち



三ツ又池公園 芝桜とネモフィラ(弥富市)

とじて保管しましょう

《今月の主な内容》

- 従業員が退職・死亡したときの手続き
- 令和6年度 健康診断のご案内
- 令和6年度 健康保険料率・介護保険料率が変更になります
- コラム ～日本の健康・世界の健康～
- 年金委員制度のご案内
- 社会保険健歩大会(ウォーキング)開催のお知らせ

〔 事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。 〕

なお、届書の様式は愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。

No. **562**

2024年3月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

従業員が退職・死亡したときの手続き

従業員（健康保険・厚生年金保険の被保険者）が退職や死亡、または契約変更等により健康保険・厚生年金保険の資格基準を満たさなくなった場合等、健康保険および厚生年金保険の資格を喪失する者（70歳以上被用者を含む）が生じた場合は、事業主が「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届／厚生年金保険70歳以上被用者不該当届」を提出します。

手続き時期・場所および提出方法

- **提出時期** 事実発生から5日以内
- **提出先** 事務センターまたは管轄の年金事務所
- **提出方法** 電子申請、郵送、窓口持参

届書様式・添付書類

- **届書様式** 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届/厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届
- **添付書類**
 - (1) 組管掌健康保険（組合健保）の被保険者
特になし
 - (2) 全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者
 - ア. 健康保険被保険者証（本人分および被扶養者分）
 - イ. 高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受給者証、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
※イについては、交付されている場合のみ
※紛失等により回収ができない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を添付してください。

留意事項

- (1) 厚生年金保険の資格を取得した月の月末以前にその資格を喪失した場合は、厚生年金保険料の納付が必要になります。被保険者負担分の厚生年金保険料は退職時に給与から控除され、会社が会社負担分と被保険者負担分を翌月末までに納付することとなります。
※ただし、厚生年金保険の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に厚生年金保険の資格または国民年金（第2号被保険者を除く。）の資格を取得した場合は、先に喪失した厚生年金保険料の納付は不要となります。この場合、年金事務所から対象の会社あてに厚生年金保険料の還付についてのお知らせを送付します。厚生年金保険料の還付後、被保険者負担分は会社から被保険者であった方へ還付することになります。
- (2) 「資格喪失年月日」は被保険者でなくなる日のことを指します。喪失原因によって考え方が異なるので、届書を作成する際には下記を参考にしてください。

喪失の原因	喪失年月日
退職等による資格喪失	退職日の翌日、転勤の当日、雇用契約変更の当日
死亡による資格喪失	死亡日の翌日
75歳到達による健康保険の資格喪失	誕生日の当日
障害認定による健康保険の資格喪失	認定日の当日
社会保障協定による健康保険の資格喪失	社会保障協定発効の当日、相手国法令の適用となった日の翌日

〔例〕 3月31日付けで退職した場合、資格喪失日は4月1日となります。



60歳以上の厚生年金の被保険者が退職し、継続して再雇用される場合、どのような手続きが必要ですか？



お答えします

事業主が該当する方の厚生年金保険等の「被保険者資格喪失届」および「被保険者資格取得届」を同時に年金事務所へ提出していただくことにより、再雇用された月から再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定することができます。

添付書類

以下の①と②両方または③が必要となります。

- ① 就業規則、退職辞令の写し（退職日の確認ができるものに限る）
- ② 雇用契約書の写し（継続して再雇用されたことが分かるものに限る）
- ③ 「退職日」および「再雇用された日」に関する事業主の証明書

（事業主の証明は、特に様式は指定しませんが、退職された日、再雇用された日が記載されているものが必要となります。）

※法人の役員等が対象の場合の添付書類は、「役員規定、取締役会の議事録などの役員を退任したことがわかる書類 および退任後継続して嘱託社員として再雇用されたことがわかる雇用契約書」または「事業主の証明」になります。

提出先

事務センターまたは管轄の年金事務所

留意事項

- 厚生年金基金および健康保険組合に加入している事業所の場合は、当該基金、健康保険組合にも同様の届出が必要ですのでご注意ください。（詳細については、当該基金、健康保険組合へお問い合わせください。）
- 継続して再雇用とは、1日も空くことなく同じ会社に再雇用されることをいいます。
- 事業所の定年制の定めの有無による相違はありません。60歳以後に退職した後、継続して再雇用された場合であれば対象となります。
- 取扱いの対象を年金を受取る権利のある方に限らず、「60歳以上の方」に拡大しました。
- この取扱いについては、正社員の方に限定されるものではなく、厚生年金保険等の被保険者に対する取扱いとなりますので、パートタイマーやアルバイトなどで厚生年金保険等の被保険者となっている方も対象となります。

「保険料納入告知額・領収済額通知書」の電子送付を開始します

日本年金機構では、データの早期交付等によるお客様の利便性向上や環境負荷の軽減等を目的として、社会保険に関する情報・通知書を電子送付する「オンライン事業所年金情報サービス」を開始しています。

オンライン事業所年金情報サービスでは、事業主の方が、社会保険料額情報、保険料増減内訳書、算出内訳書、被保険者データ、決定通知書を電子データで受け取ることができます。

令和6年1月からは、社会保険料を口座振替により納付いただいている事業主の方に郵送している「保険料納入告知額・領収済額通知書(当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書)」が電子送付の対象となりました。

オンライン事業所年金情報サービスは事業主のGビズIDを使って、e-Govから利用開始の手続きをする必要がありますが、GビズIDおよびe-Govは無料で利用することができますので、ぜひこの機会にオンライン事業所年金情報サービスをご利用ください。

サービスの詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。



オンライン事業所年金情報サービス



https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/online_jigyousho.html

毎年の受診で
早期発見！
重症化予防！

令和6年度 健康診断のご案内

協会けんぽでは、35歳から74歳の被保険者向けに生活習慣病予防健診を、40歳から74歳の被扶養者（ご家族）向けに特定健康診査を実施しています。ご自分のため、ご家族のため、一年に一度は健診を受けましょう。

「健診実施機関一覧」は協会けんぽHPで確認できます

協会けんぽ 愛知 健診実施機関一覧

被保険者向け

生活習慣病予防健診（一般健診）

● 3月下旬から4月上旬に健診対象者一覧が事業所に届きます ●

対象年齢 35歳から74歳の方

自己負担額 最高 **5,282円**

● 定期健康診断（事業者健診）からの切替がおすすめ ●

お得！ 定期健康診断の代わりになり、定期健康診断よりも安くなるケースがあります。

充実！ 大腸がん、胃がん検診も一緒に受診可能です。

令和6年4月より、付加健診の対象年齢を拡大

検査項目 ・肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器を調べる「腹部超音波検査」
・高血圧や動脈硬化を見つける手掛かりとなる「眼底検査」
・気管支や肺などの呼吸器系疾患を見つける「肺機能検査」 など6項目

対象年齢 40歳、50歳の方 ▶ **令和6年4月より**
45歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方も対象に！

自己負担額 最高 **2,689円**

被扶養者向け

特定健康診査

対象年齢 40歳から74歳の方

自己負担額 **無料または500円***

※愛知県外の健診機関で受診した場合、自己負担額が異なる場合があります。

● 4月に受診券がご自宅に届きます ●

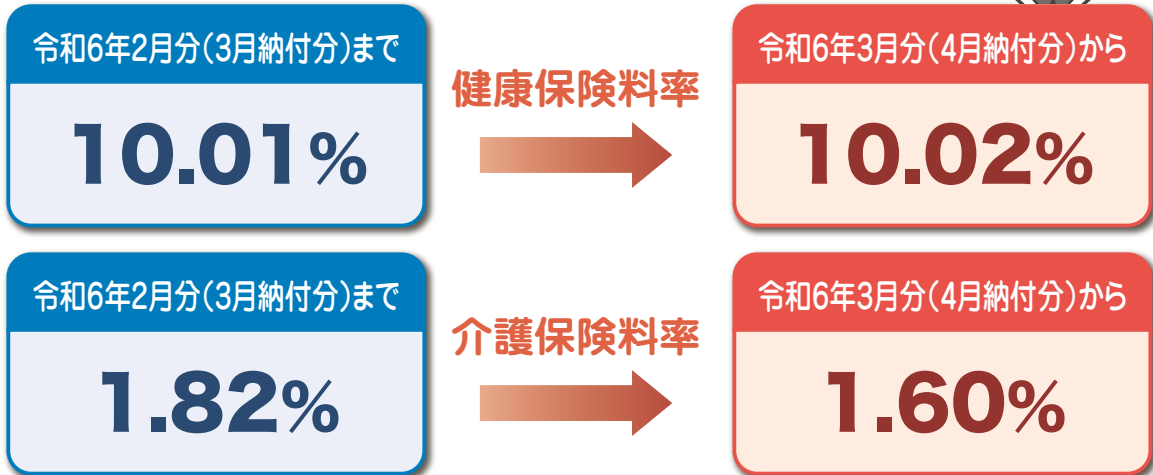
被保険者のご自宅宛にお送りします。

健診の際に必ず必要となりますので、紛失されないようご注意ください。

愛知支部の加入者・事業主の皆さまへ

令和6年度 健康保険料率・介護保険料率が変更になります

令和6年3月分（令和6年4月納付分）から、愛知支部の
健康保険料率及び**介護保険料率**が**変更**となります。
皆様のご理解をお願い申し上げます。



「令和6年度保険料額表」は
協会けんぽHPで確認できます

協会けんぽ 令和6年度保険料額表

40歳～64歳の方には、健康保険料率に
全国一律の介護保険料率が加わります。

健康保険料率は皆さまの 健康への取り組みで変わります！



各都道府県の健康保険料率は、地域の医療費等に基づいて
算出し決定しています。加入者及び事業主の皆さまの健康への取り組みが保険料率の伸び
を抑えることにつながります。健診を受診し、生活習慣病のリスクを確認して、健康づく
りに取り組みましょう！

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのもので
健康保険組合の加入者様は内容が異なる場合があります。

協会けんぽの紙面（4,5ページ）についてのお問い合わせはこちら

 **全国健康保険協会 愛知支部**
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階
TEL: 052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30～午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

手続きは
郵送でお願い
します



メールマガジンにご登録ください。

健康保険、健康づくりに関する最新情報をお届けします。

3ステップで簡単登録！

- 1 ご登録画面へアクセス
- 2 新規登録をクリック
- 3 アドレスなど入力、確認ボタンをクリック

協会けんぽ愛知 メールマガ





～日本の健康・世界の健康～

ヘルスプロモーション

名古屋市立大学大学院看護学研究科 国際保健看護学 教授 樋口 倫代

昨年11月号 (No.560) でプライマリ・ヘルス・ケア (PHC) のことをご紹介しました。私は大学の講義では、PHCといっしょにヘルスプロモーションの話をしています。

PHCが定義されたアルマアタ宣言から8年後の1986年、世界保健機関 (WHO) がカナダのオタワで第1回ヘルスプロモーションに関する国際会議を開催しました。その時採択された「オタワ憲章」という文書によって、ヘルスプロモーションという考え方が知られるようになりました。ここでは、ヘルスプロモーションを「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」としています。ただ、こういった考え方は、この時はじめて出てきたわけではありません。

人類の歴史は病気との闘いでした。しかし、19世紀半ばごろから近代医学・医療につながる病気の原因についての知識が次々と生まれ、19世紀末には最初の合成薬が創られました。その後、医学・医療はものすごい勢いで発展し、人類は医学・医療の恩恵が受けられるようになりましたが、病気でなければいいのか？—世界中の専門家による検討によって1946年に提唱された「健康の定義」はこの点を明らかにしました。「健康とは、身体的、精神的、社会的に良好な状態をいい、単に病気でないとか虚弱でないということではない。」ちなみに、これは「WHO憲章」(1948年発効)の冒頭(正確には第2段落にですが)に書かれていて、今日にいたるまで変更はありません。

しばらくすると、「病気を治す」だけではなく、「病気を防ぐ」ということも提唱されるようになりました。予防には、病気にならない、病気を早く発見して治療する、病気になっても重症にならない、病気から復帰する、とさまざまな段階があります。いちばんはじめの段階である「病気にならない」の中でも、特定の病気にならないようにするだけではなく、健康を増進しようという考え方が、ヘルスプロモーションにつながっていきます。

一方、私たちの健康を決定付けているのは、微生物感染とか細胞異常といった生物学的な病気の原因だけではないことという考え方が出てきました。「生活習慣」と呼ばれるようなことと健康の関連が明らかになってきたのです。

オタワ憲章によるヘルスプロモーションの定義は、そのような流れの中で生まれたと言っていいでしょう。

さて、日本でヘルスプロモーションというと、この考え方を日本に紹介した島内憲夫氏の概念図が有名です。坂道を「健康」という玉を押し上げようとする人が描かれ、この玉転がしの人が頂上を目指せるようにすることがヘルスプロモーション活動であると説明しています。

まず1つには、この玉を転がしている人が力をつけることは大切です。個人が健康に関する知識や技

術を身に付けて実践すること、「健康的な生活習慣づくり」のたとえになっています。もう1つには坂道を穏やかにすることです。これは「健康的な環境づくり」のたとえです。さらに、仲間といっしょに力を合わせることによって玉を押し上げやすくなる、という説明が追加されることもよくあるようです。なお、この坂の頂上は「自由と幸福」です。つまり、健康は目標ではなく、自由と幸福という目標をめざす手段であることもこの概念図のメッセージです。

オタワ憲章に戻ると、この文書の中にはヘルスプロモーションの定義だけではなく、そもそもの前提、ヘルスプロモーションのプロセス、行動についても明記されています。

ヘルスプロモーションのプロセスは、教科書などでは「唱道、能力付与、調停」という少し堅苦しい言葉で書いてあります。しかし要は、健康を促進させる要因、阻害しうる要因について、正しく主張して望ましいものに替えていくこと、すべての人が健康を達成する力を発揮できるよう、公正な機会と資源があること、そして、保健に直接かかわる以外の部門や、さまざまな人やグループの関心を調整していくこと、を意味しています。

ヘルスプロモーションの5つの行動として示されているのは、①健康的な公共政策づくり、②健康を支援する環境づくり、③地域活動強化、④個人技術の開発、⑤ヘルスサービスの方向転換、です。①～④までは、島内氏の概念図や前述のヘルスプロモーションのプロセスからも理解しやすいと思いますが、⑤が少しわかりにくいかもしれません。それまでのヘルスサービスが治療中心で、特定の疾患の予防が多少含まれていた程度であったものから、ヘルスプロモーションを含むものに向けて移行していくということです。

そして、実ははじめの方に書かれているのですが、平和、住居、教育、食物、収入、安定した生態系、持続可能な資源、社会正義と公正の8つが健康のための前提条件として掲げられています。

母子保健や感染症対策などが主要活動項目にあげられていたPHCに対して、ヘルスプロモーションでは生活習慣病などが意識されていることなどから、PHCは開発途上国向きで、ヘルスプロモーションは先進国向きと言われたりすることがあります。そういう側面がまったくないとは言いませんが、やはり、「すべての人に健康を」という目標に向けた車の両輪のようなものと考えべきでしょう。いずれも、健康は保健部門だけの努力でなし得るものではないことを指摘し、健康とそのための機会や資源の両方の公正をめざすという確固とした理念が根底にあります。

また、アルマアタ宣言は、平和によって健康のための資金を生み出すことができると指摘しましたが、オタワ憲章も、健康のための前提条件の最初に平和を掲げていることを、私たちは改めて心に留めるべきでしょう。

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員には、日本年金機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。



年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2つに区分されており、ここでは事業所内で活動いただく「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	主に適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方など
推薦者	事業主
推薦方法	事業主が「年金委員推薦書(職域型)」を管轄の年金事務所へ提出
活動範囲	事業所内
主な活動内容	<p>お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新入社員に対する年金制度の概要説明や社内での年金制度の周知、定年退職予定者に対する年金受給手続きに関する相談・助言 ○公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○日本年金機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。

施設利用会員証発行のご案内

全国の宿泊施設等が
優待料金でご利用できます

愛知県社会保険協会では、ホテル等の契約施設を優待料金でご利用できる「施設利用会員証」を発行しています。会員証は、会員事業所の従業員とそのご家族の方がご利用いただけます。

会員証の発行を希望される会員事業所の方は、愛知県社会保険協会のホームページから『施設利用会員証交付申込書』をプリントアウトして必要事項を記入し、返信用封筒を同封のうえ郵送にてお申込みください。

* 申込方法（申込書様式）等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。



申込募集!

潮干狩り利用補助券発行のご案内

下記施設の潮干狩り利用補助券を発行し、入場料金の一部を補助します。

施設名	所在地	利用期間
① 東はず海岸潮干狩場	西尾市東幡豆町	4月22日から6月25日まで
② 蒲郡竹島海岸潮干狩場	蒲郡市竹島町	4月26日から5月26日まで



◆発行枚数 6,000枚

※ただし、1事業所の交付枚数を事業所規模（被保険者数）に応じて、右記の表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

※発行枚数に達したときは、受付を締め切らせていただきます。
(その旨ホームページに掲載いたします。)

事業所規模 (被保険者数)	上限枚数
1~99人	10枚
100~499人	20枚
500~999人	30枚
1,000人以上	40枚

◆申込資格 2023年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者

◆その他 補助券は、潮干狩り場の入場料金のみを補助の対象とします。

補助券は、お1人様1枚限り、かつ2施設のうちいずれか1施設のみご利用できます。

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

第39回 社会保険 健歩大会 (ウォーキング) 開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記のとおり「社会保険健歩大会」を開催いたします。
職場の皆さんやご家族お誘い合わせのうえ、是非ご参加ください。

事前申込不要

健康保険証の提示で参加賞Get

開催日 2024年4月6日(土) 「名鉄のハイキング(電車沿線コース)」と同時開催

コース 「新駅誕生! 加木屋中ノ池駅からスタート」コース

名鉄河和線・加木屋中ノ池駅【スタート】…中ノ池公園、どんでん広場、大池公園、加家公園(メルヘンの森)、観音寺、聚楽園公園…聚楽園駅【ゴール】

約8.5km
約2時間10分

受付 場所: 名鉄河和線「加木屋中ノ池駅」前

時間: 午前8時30分から午前11時まで(受付後は、随時出発)

受付: 当日、社会保険協会の受付に①の参加票を提出、または②の健康保険証を提示してください。

①下記の「社会保険健歩大会参加票」(コピー可)に、家族やグループごとに記入し受付に提出してください。

②健康保険証(協会けんぽ・健康保険組合の方に限る)を受付で提示してください。

●先着500名の方に参加賞をお渡しいたします。

その他の事項

①ハイキング中の負傷等については、責任は負いかねます。

②天候その他の状況により「名鉄のハイキング」が中止となった場合は、社会保険健歩大会も中止とします。

—コピーをして回覧してください。または、社内に掲示して社員の皆様にお知らせください。—

第39回 社会保険健歩大会参加票 (参加賞引換券)

事業所名	
事業所所在地	
参加者(代表者)の氏名	グループの場合は代表者の氏名
	参加人数 名

「社会保険健歩大会参加票」は、家族やグループごとに記入し、当日「社会保険協会」の受付に提出してください。先着500名の方に参加賞をお渡しいたします。

「参加票」は、参加人員等のデータを集約した後速やかに廃棄し、他には使用いたしません。

社会保険 あいち No.562

— 令和6年3月発行 —

記事提供: 日本年金機構大曾根地域代表年金事務所
全国健康保険協会愛知支部

発行: 一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022

名古屋市中熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階

☎ 052-678-7330 URL <https://www.shaho-aichi.jp>